



厚生労働省老健局

老人保健課長 平 子 哲 夫 殿

公益社団法人全国老人保健施設協会
会 長 東 憲 太 郎



令和 4 年度税制改正要望書

消 費 税

1. 介護保険サービスの提供にかかる消費税について抜本的に解決すること

(理由)

平成元年 4 月 1 日施行の消費税法においては、社会政策的配慮から、介護保険サービスの提供及び社会保険医療の給付等は原則非課税取引とされました。そのため、各事業者が支払った消費税については、仕入税額控除が認められず、事業者が消費税の負担者になるという、多段階課税方式をとる消費税法に沿わない取扱いがされてきました。介護保険サービスの提供や社会保険医療の給付等は、その価格が公定とされており、消費者に消費税相当額の転嫁をすることが出来ず、発生した控除対象外消費税等が事業者のコストとなり、これが経営上の大きな問題となっています。当協会による介護老人保健施設における消費税負担額調査でも、控除対象外消費税等の負担が経営に大きな圧迫をもたらすとの結果が認められました。

そこで、介護保険サービスの提供に係る消費税の取扱いについて、介護老人保健施設の適正な経営が維持されるよう原則課税とするなど抜本的解決を強く要望いたします。なお、その場合、利用者本人の負担が増加しないような措置も合せて要望いたします。

法 人 税

2. 介護老人保健施設用建物等の耐用年数の短縮をすること

(理由)

平成 10 年度税制改正で、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得する建物について、定率法による償却方法が認められなくなり定額法による償却方法のみとされました。更に平成 28 年度税制改正で、建物附属設備及び構築物の償却方法も定額法のみとされたことから、設備投資の初期段階での減価償却費が従前に比べ小さくなり、設備投資の回収速度が低下しています。そのため、介護老人保健施設を建設する際の借入金の返済能力が低下して、経営を圧迫する要因となっています。そこで、介護老人保健施設の用に供される建物等(鉄骨鉄筋コンクリート又は鉄筋コンクリート造)の耐用年数を 39 年から 31 年に短縮することを要望いたします。

また、上記 1. で掲げた介護保険サービスの提供にかかる控除対象外消費税問題に関連して、控除対象外消費税の補填を公定価格の見直しにより行う場合には、それをより精緻化する観点から、介護老人保健施設用建物等(鉄骨鉄筋コンクリート又は鉄筋コンクリート造)の耐用年数を 39 年から 31 年に短縮して計算された減価償却費相当額に、建物等に係る大規模修繕等の修繕費相当額を加算して算定することを要望いたします。

3. 地域包括ケアシステム実現に資する建物等の投資減税がされること

(理由)

平成 31 年度税制改正では、「地域医療構想に向けた再編等の推進」の観点で、2 年間の時限措置として「構想適合病院用建物等」について 8%の特別償却が認められました。介護老人保健施設においても、地域包括ケアシステム実現の立場から、建物等を新築・改築、増築、転換することが見込まれます。そこで、介護老人保健施設用建物等についても、病院用建物等と同等の特別償却制度が創設されることを要望いたします。

4. 新型コロナウイルス感染症関連の下記取引につき税制措置がされること

- ①介護老人保健施設が受け取る補助金等につき法人税非課税とすること
- ②介護老人保健施設になされた寄附につき、寄附者の所得控除、損金算入枠の拡大、介護老人保健施設の受贈益を法人税非課税とすること
- ③介護老人保健施設が行う設備投資につき、税額控除、即時償却又は特別償却を可能とすることとし、固定資産税等を非課税とすること
- ④介護老人保健施設において税金や社会保険料の納付が困難な場合、税務署等への申請により、原則 1 年以内の納付猶予期間が認められるが、この期間を 1 年以上とすること

(理由)

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、利用者及び職員に感染者が出ないよう、必要な物資の購入や設備投資を行い、細心の注意を払いながら運営を行っています。それでも利用率の低下など、経営環境が悪化しています。介護老人保健施設が地域の中でサービス提供を維持するためにも、介護老人保健施設に対する税制上の支援が求められます。そこで、新型コロナウイルス感染症対策としてなされた補助金等、寄附、設備投資等について税制措置を要望いたします。

事業税

5. 食事及び居住に要する費用に係る事業税非課税の明確化がされること

(理由)

介護保険制度見直しの一環として、平成 17 年 10 月から、食費は利用者の全額自己負担、居住費の一部が自己負担化されました。この食費・居住費は、平成 18 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 249 号「厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等」によらない利用料、すなわち利用者が選定できない介護サービスであって、介護保険適用外となっても、その性格は、いわゆる「自費」とは明らかに性格を異にするものです。

介護保険制度施行前の平成 11 年度まで、食費が利用者の全額自己負担であった時期においても、この食費にかかる収入は社会保険診療として計算し、事業税の課税対象ではありませんでした。

食費が全額自己負担化されたこと、また、居住費の一部が自己負担化されたことをもって、事業税の対象範囲が変更されたと判断されることがないよう、地方税法第 72 条の 23 第 3 項第 4 号「同法の規定により定める金額に相当する部分」の次に、括弧書きで(相当する部分には、食事の提供に要する費用、居住に要する費用を含む)を追加し、事業税の計算の明確化を要望いたします。

固定資産税及び不動産取得税

6. 地域包括ケアシステム構築を担う介護老人保健施設用建物に係る固定資産税及び不動産取得税の減額措置が創設されること

(理由)

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築が求められています。

この地域包括ケアシステム構築において、在宅医療・介護の場となるサービス付き高齢者向け住宅の供給促進が必要との観点から、新築のサービス付き高齢者向け住宅に係る固定資産税及び不動産取得税については、一定の要件のもと減額措置が時限的に設けられています。これと同等に、地域の拠点として地域包括ケアシステム構築の一翼を担う介護老人保健施設用建物についても、新築の際、固定資産税及び不動産取得税について減額措置が創設されることを要望いたします。

以上